

船坂ゴルフ場利用規定

第1条 〔ゴルフ場正会員の申し込み〕

一般社団法人播磨自然高原クラブ(以下甲という)の会員は、甲に船坂ゴルフ場利用(以下「ゴルフ場利用」という)の申し込みをし、甲の理事会と船坂ゴルフ場(又はその承継会社)の承認を得て、船坂ゴルフ場の正会員となることが出来る。

第2条 〔優先的ゴルフプレイ権〕

ゴルフ場利用を承認された会員は、船坂ゴルフ場の年会費を負担することなく、同ゴルフ場の正会員として優先的ゴルフプレイ権を認められる。

第3条 〔ゴルフ場利用料金の支払い〕

ゴルフ場利用を承認された会員は、甲の会員としての義務を履行したうえ、甲に対し毎年3月末日までにゴルフ場利用料金を納付しなければならない。

- (1) 年間の利用料金は1万円とする。
- (2) 甲は諸物価、その他の経済情勢の変動により利用料金を変更できるものとする。

第4条 〔資格喪失〕

ゴルフ場利用を承認された会員で、甲の会員としての義務及びゴルフ場利用料金の支払いを怠った者は、正会員たる資格を失い、第2条記載の優先的ゴルフプレイ権を認められない。

第5条 〔会員たる地位の処分〕

ゴルフ場利用を承認された会員たる地位は、高原内に取得した土地所有権と切り離して、これのみを譲渡・転貸その他の処分をする事が出来ない。

附 則

第6条

本規定に定めのない事項、必要事項の追加、改正等は甲の理事会が行うものとする。

第7条

新たに定める規定および改正する規定については、甲の事務所内掲示板を公示場所とし、公示したときより効力を発するものとする。また公示期間は公示日より1ヶ月の間とする。

第8条

本規定は平成18年6月1日より施行する。

一般社団法人 播磨自然高原クラブ